

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月27日

【会社名】 ミナトホールディングス株式会社

【英訳名】 MINATO HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 若山 健彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町7番2号

【電話番号】 03(5847)2030(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部門長 三宅 哲史

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町7番2号

【電話番号】 03(5847)2030(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部門長 三宅 哲史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき9円00銭 総額 67,828,599円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 当社及び当社グループ各社の本社を集約・集結することにより、コスト削減、経営効率の向上、グループ各社間の協働推進、柔軟な働き方の推進を図るため、現行定款第3条で規定する本店の所在地を東京都港区に変更するものであります。また、この変更につきましては、移転予定の建物内装完成時期との関係上、2022年12月末日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則で規定するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

株主総会参考書類等のインターネット開示規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものです。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、門井豊氏、中根敏勝氏、瀧川秀則氏の3名を選任するものであります。

第4号議案 役員等に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

譲渡制限付株式報酬制度を以下のとおり変更するものであります。

・譲渡制限付株式報酬を付与する対象範囲につきましては、「当社の取締役(社外取締役を含む。)及び監査役(社外監査役を含む。)」に改定することといたします。

・譲渡制限付株式の付与のための報酬額につきましては、年額100百万円以内(このうち、当社の取締役に對する報酬は年額80百万円以内(うち社外取締役は年額20百万円以内)、当社の監査役に対する報酬は年額20百万円以内)として支給することに改定するとともに、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数を、年250千株以内(このうち、当社の取締役に對しては年200千株以内(うち社外取締役は年50千株以内)、当社の監査役に對しては年50千株以内)に変更いたします。

第5号議案 会計監査人選任の件

新たな会計監査人として、監査法人アヴァンティアを選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	55,351	271	0	(注)1	可決 99.506
第2号議案 定款一部変更の件	55,390	232	0	(注)2	可決 99.576
第3号議案 監査役3名選任の件					
門井 豊	54,972	649	0	(注)3	可決 98.824
中根 敏勝	54,897	724	0		可決 98.689
瀧川 秀則	54,756	865	0		可決 98.436
第4号議案 役員等に対する譲渡制限付株式 の付与のための報酬決定の件	53,748	1,874	0	(注)1	可決 96.624
第5号議案 会計監査人選任の件	55,178	444	0	(注)1	可決 99.195

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。